

3

景観づくりを進めるために

## 1. 景観づくりの主体と役割

「自然と人々の生活が融合した“美しいみやぎき”」は、それぞれの地域に住み続ける住民や産業活動を展開する事業者の意識と行動がなければ、その実現は非常に難しいといえます。

また、宮崎らしさや美しさ、住みよさ等の価値観が多様化している状況をふまえると、住民や事業者のみの力だけではその実現は難しく、公益的な景観づくりの視点からの調整や公共施設の管理者である行政の関わりも必要不可欠なものです。

これらをふまえ、本県における景観づくりの主体別役割は、以下のように考えます。

### ① 住民の役割

#### 〔基本的な考え方〕

**景観づくりの主役であり、身近な景観や環境への関心を高め、良好な景観を保全・創出するための活動を主体的に担います。**

#### 【住民の役割】

景観づくりの主役で、最も重要な担い手です。自分たちの住み、働く地域の景観に対する関心を高め、景観づくり活動に主体的に参加し、積極的な景観づくりを進める役割を担います。

### ② 事業者の役割

#### 〔基本的な考え方〕

**景観づくりの重要な担い手であり、地域の景観形成への関心と配慮を行い、景観形成活動へ参加・協力する役割を担います。**

#### 【事業者の役割】

事業活動の結果が地域景観に影響を与えることから、景観づくりの重要な担い手であり、自分たちの関わる地域の景観に対する関心を高め、地域の景観づくりに配慮・貢献し、活動に参加・協力する役割を担います。

### ③ 市町村の責務と役割

#### 〔基本的な考え方〕

**住民・事業者にも最も身近な行政である市町村が「景観行政団体」となり、地域固有の歴史・文化等を生かした公民協働の景観づくりに向けて、中心的な役割を担います。**

#### 【景観行政団体となった市町村の役割】

景観行政を推進する主体となる担い手です。住民・事業者の景観づくり活動を支援するとともに、住民や事業者等との協働により、地域の特性に応じた魅力的な景観づくりを推進する役割を担います。

#### 【その他の市町村の役割】

県と連携しながら、景観行政を担う体制づくりや方針の検討を進めるとともに、住民等への意識啓発・活動支援を推進する役割を担います。

④ 県の責務と役割

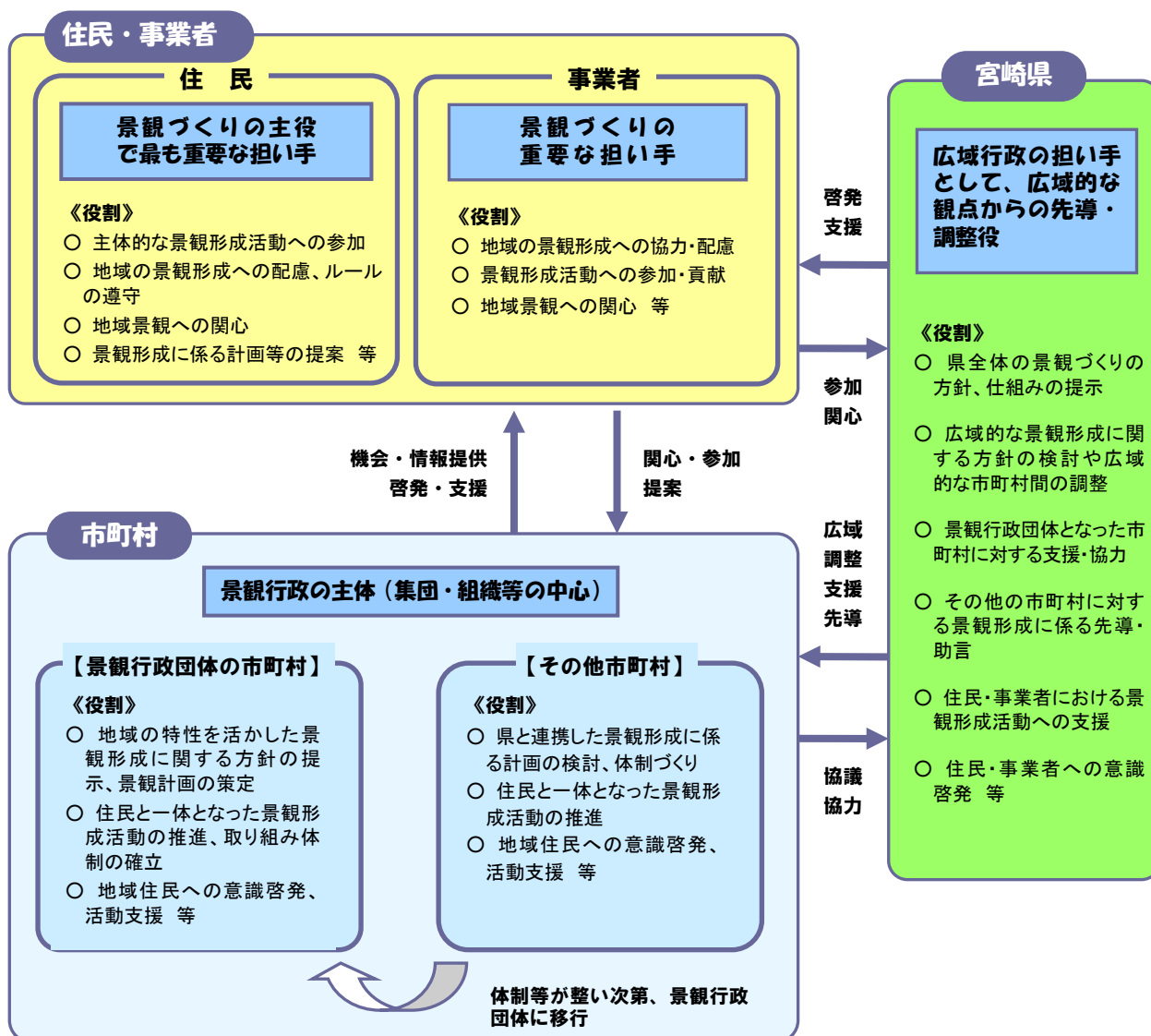
〔基本的な考え方〕

県は、住民・事業者の景観形成活動や、市町村がより景観づくりを進めやすくするための**支援・先導を行う**とともに、広域行政の担い手であることをふまえ、**広域的な観点から先導・調整を行います。**

【県の役割】

景観づくりを進める景観行政団体やその他市町村と連携し、住民・事業者への啓発、支援を行うとともに、広域行政の担い手として広域的な観点からの景観づくりを市町村と連携しながら、一体的に推進する役割を担います。

また、景観行政の主体である市町村に対し、必要に応じて先導・支援を行う役割を担います。



## 2. 住民・事業者に期待すること

### (1) 住民に期待すること

住民は、景観づくりの主役であり、自らの地域は自らで守り、育てるという自律的な地域づくりの意識を持つとともに、具体的に生活空間の質や環境をより良くするための取り組みを行うことを期待します。

また、県や市町村が進める各種施策を理解し、参加・協力していくことも期待します。

#### ■ 自分の地域の景観に関心をもつ

- ・ まずは自分の住む家のまわりや職場のまわりなど、自分が関わっている地域に関心をもつことが、景観形成や地域づくりの第一歩だと考えます。
- ・ 行政等から提供される情報や広報誌等に関心を持ち、景観に対する意識の芽を育てることを期待します。
  - ▼地域の歴史や文化に関心を持つ
  - ▼地域の歴史や文化等を子供たちへ語り伝える
  - ▼タウンウォッチングや地域づくりワークショップ等のイベントに参加する
  - ▼風景写真コンテスト等に応募する
  - ▼季節の顔や地域の変遷を写真に撮る 等

#### ■ 自律的な地域づくりに向けた取り組みへの参加

- ・ 自分たちの住む地域は、自分たちの手で適切に維持・管理することにより、地域が美しくなり、愛着も生まれ、住みよい環境が保全・創出され则认为ます。
- ・ また、地域の人々が連携して「建築協定」や「まちづくり憲章」などの制度を活用することによって、継続的かつ効果的な地域づくりが可能となります。
  - ▼家の前の道路を自ら掃除したり、自治会等による地域での清掃活動に参加し、美化に努める
  - ▼庭や駐車場等で花木を植栽し、適切に管理する
  - ▼風景を創っている生産活動を維持し、地域の活力を支える
  - ▼近隣と協働し、建築協定や地域づくり憲章等のルールを定める
  - ▼住民提案制度等を活用し、行政に対して景観計画や地区計画等を提案する 等

#### ■ 県や市町村が行う景観施策に参加・協力する

- ・ 住民の景観形成に対する意識を高めるために、県や市町村において開催されるシンポジウムやセミナー等の啓発活動に関心を持ち、積極的に参加し、公民一体となった景観形成活動を展開していくことを期待します。
- ・ また、公共事業等の計画・設計段階から議論に参加すること等を通じて、地域に対する理解と愛着の創出につないでいくことを期待します。
  - ▼県や市町村が行う啓発活動（シンポジウムやセミナー等）に参加する
  - ▼公共事業の実施にあたって、計画・設計段階から参加・協力する 等

## (2) 事業者に期待すること

事業者は、景観づくりの重要な担い手であり、事業者が関わる地域の景観に関心を持つとともに、良好な景観形成に自ら努め、地域の景観や環境をより良くするための取り組みを行うことを期待します。

また、県や市町村が進める各種施策を理解し、参加・協力していくことも期待します。

### ■ 自分たちの関わる地域の景観に関心をもつ

- ・ 事業者も住民のひとりであり、まずは自分たちの建物や敷地とその周囲に関心をもつことが、景観形成や地域づくりの第一歩だと考えます。
- ・ 地域で行われている住民の取り組みや活動、行政等から提供される情報や広報誌等に関心を持ち、景観に対する意識の芽を育てることを期待します。
  - ▼地域の歴史や文化に関心を持つ
  - ▼タウンウォッチングや地域づくりワークショップ等のイベントに参加する
  - ▼風景写真コンテスト等に応募する
  - ▼季節の顔や地域の変遷を写真に撮る 等

### ■ 地域の景観形成に向けた取り組みへの協力・貢献

- ・ 事業活動（施設整備や屋外広告物の掲示など）を推進することが、結果として地域の景観に影響を与える面があることを認識し、周囲との調和に配慮するなど、地域の一員として、環境を守り、育んでいくことを期待します。
  - ▼事業所の周囲を清掃したり、地域での清掃活動に協力し、美化に努める
  - ▼事業所の敷地内や駐車場等で花木を植栽し、適切に管理する
  - ▼地域の景観に配慮した施設整備や事業活動に努める 等

### ■ 県や市町村が行う景観施策に参加・協力する

- ・ 県や市町村において開催されるシンポジウムやセミナー等の啓発活動に関心を持ち、積極的に参加し、公民一体となった景観形成活動を展開していくことを期待します。
- ・ また、公共事業等の計画・設計段階から議論に参加すること等を通じて、地域に対する理解と愛着の創出につないでいくことを期待します。
  - ▼県や市町村が行う啓発活動（シンポジウムやセミナー等）に参加する
  - ▼公共事業の実施にあたって、計画・設計段階から参加・協力する 等

### 3. 市町村における取り組み

市町村は住民に最も身近な行政機関であり、自らの地域の将来像を描き、住民とともにその実現を図っていくという点から景観行政の主体的な存在であることから、以下の取り組みに進んで着手することが必要です。

#### 1 住民・事業者に対する啓発・支援の取り組み

##### ■ 景観に関する住民の意識啓発活動の展開

- ・ 景観を通して地域を見直し、地域の景観に関心を持つ人を育てることが、最終的には身近な地域の景観を良くし、継続的な地域づくりへとつながります。まずは「景観づくりは地域づくりである」ことを啓発し、地域を見直す機会の創出を期待します。
  - ▼景観ウォッチング（ワークショップ）等の開催による地域景観の見直し・再発見
  - ▼風景写真コンテスト（残したい景観／残したくない景観）
  - ▼学校や地域と連携した子供たちに対する景観教育の実践 等

##### ■ 住民等による主体的な地域づくり活動への支援

- ・ 景観づくりの主役は住民一人ひとりであり、また地域の景観は個々の地域レベルでの地道な活動であることをふまえ、地域組織やNPO、各種団体等により展開される地域づくり活動に対する支援策を充実させ、公民パートナーシップによる「美しいふるさとづくり」を継続的に展開していくことを期待します。

#### 2 主体的な景観形成への取り組み

##### ■ 特性を生かした地域づくりの推進による景観の保全・形成

- ・ 個々の地域の特性を生かし、適正な土地利用の規制・誘導や地域産業等の活力創出など、きめ細やかな魅力ある地域づくりを推進し、その成果として表れる景観の保全・形成に努めることを期待します。
  - ▼景観資源の保全 ▼農林漁業等との連携・活性化 ▼観光産業等との連携 等

##### ■ 景観行政団体としての主体的取り組み

- ・ 景観行政の主体である景観行政団体となり、景観法や屋外広告物法など景観の保全・形成に関する各種制度を有効に活用し、住民に身近な行政として主体的かつ積極的に取り組むことを期待します。

##### ■ 景観計画等の策定による地域の実情をふまえたきめ細やかな規制・誘導

- ・ 景観法に基づく景観計画や景観地区、都市計画法に基づく地区計画等の各種制度を有効に活用し、地域レベルでのきめ細やかな規制・誘導を行い、地域が抱える課題の解決や今ある住みよい住環境の保全、地域の歴史や文化を感じる空間の保全・創出、潤いある市街地空間の形成などを住民と協働して積極的に進めていくことを期待します。
  - ▼景観計画、景観地区、地区計画、協定等の適用による建築物等による町並みの規制・誘導や土地利用の制限
  - ▼緑化地域の指定等による緑化の推進
  - ▼特定用途制限地域の適用等、都市計画制度の活用による郊外部の乱開発の防止 等

##### ■ 県や住民等と連携した各種施策の推進

- ・ 県・市町村・住民・事業者の役割分担をふまえつつ、各種施策の展開において相互に連携・協力を行い、一体的な景観形成の推進による「美しいふるさとづくり」の実現を期待します。

## 4. 県における取り組み

住民・市町村等と協働し、本県における良好な景観を保全・創出していくために、県として実施すべき重点施策を示します。

### ◎ 県が実施する重点施策

#### 1 住民・事業者・市町村に対する啓発・支援

##### ■ 住民等への啓発活動

- ・ 先行事例の紹介等を通して、景観づくりは「地域づくり」であることを理解いただくとともに、景観形成活動への関心や意欲を高めるための啓発をNPOや市町村等と連携して行います。

▼景観シンポジウム・景観セミナーの開催      ▼景観表彰制度の創設      等

##### ■ 住民・市町村等への取り組み支援

###### ○ 景観アドバイザーの派遣制度

- ・ 住民・各種団体・市町村が行う景観に配慮した地域づくり活動を支援するため、景観デザインの専門家や色彩の専門家、観光カリスマ、ワークショップの達人などをアドバイザーとして登録し、地域毎のテーマに沿った専門家を派遣・紹介する支援制度を構築します。

###### ○ その他活動支援

- ・ 住民や市町村等が行う「地域づくり」活動をあらゆる側面から支援します。

▼景観に関する相談窓口の設置      ▼出前講座の充実  
▼NPO等の活動支援      等

##### ■ 景観形成の担い手育成

- ・ 景観形成の将来の担い手となる子供達への景観教育をはじめ、農山漁村景観の担い手である第一次産業の後継者育成支援等を行うなど、人材育成につながる取り組みを実施します。
- ・ リーダーとなるべき人材を育成するため、地域づくりに関わる住民への研修等を実施します。

▼農林水産業の後継者育成支援      ▼学校教育との連携  
▼景観リーダー育成支援      ▼NPO等の活動支援      等

##### ■ 行政職員の意識改革と人材育成

- ・ 行政職員も地域の一員であり、職員の意識を高め、住民とともに地域づくりを推進できる人材の育成に取り組みます。

▼景観研修の実施      ▼景観リーダー育成支援      等

## 2 景観形成に関する規制・誘導

### ■ 景観条例(景観に関する規制・誘導・推奨等)の検討

- ・ 全県下で景観づくりを推進するために、景観条例の必要性、内容等について検討します。その際には、既存の景観に関する他の条例との調整を図ることとします。

### ■ 面的な景観の保全・形成を誘導する指針の検討・実行

- ・ 景観法をはじめとする各種法令や条例等に基づき、面的広がりのある取り組みを推進する上で必要な各種指針を整備します。
- **公共事業等景観配慮指針（仮称）の策定**
    - ・ 公共事業を進めるにあたっての、計画～調査～設計～施工～維持管理の各段階において、どのような仕組みで判断・実施していくのかなどについての考え方を示した指針を策定し、景観に配慮した公共事業の推進を目指します。
  - **色彩に関する検討指針（仮称）の策定**
    - ・ 景観構成要素として重要な「色彩」に関し、①基本知識、②検討時の留意点、③検討内容等についてまとめた指針を策定し、民間事業者や市町村等にも広く配布・活用していきます。

## 3 総合的に景観行政を進めるための体制づくり

### ■ 体制づくり

- **啓発・支援の体制整備**
  - ・ 景観づくりの主体となる住民・市町村等への啓発・支援に向けた体制づくりを行うとともに、施策の効果・問題点等を検証し、改善していくためのシステムづくりを進めます。
- **広域景観形成に向けた体制整備**
  - ・ 広域的な景観の保全・創出に向けて、複数の関係者が連携・協働するためのシステムづくりを進めます。
- **公共事業等における景観形成に向けた体制整備**
  - ・ 地域景観に大きな影響を与える公共事業等の景観配慮のあり方を示し、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを構築します。
- **総合評価システムの構築**
  - ・ 上記の体制を含め、各分野で取り組んでいる施策が景観面にどのような成果を与えているかを総合的に評価・検証し、改善するシステムを構築します。



## 4 景観形成に関する主要施策の推進

### ■ 自然環境・生態系保全の取り組み推進

- ・ 豊かな自然環境を守り、育てるため、「環境基本総合計画」や「水と緑の森林づくり条例」等に基づく施策を推進し、自然景観の保全・創出を図ります。

### ■ 地域文化継承の取り組み推進

- ・ 各地域が歴史を積み重ねる中で育まれてきた祭り等の伝統文化、棚田等の石垣、歴史的価値のある建造物や樹木等は、地域住民の心のよりどころともなっていることから、「文化振興ビジョン」等に基づき、歴史や文化を生かした個性ある地域づくりを図ります。

### ■ 潤いと活力ある都市形成の取り組み推進

- ・ 人々の生活の場である“地域”を魅力的なものとしていくため、「都市計画区域マスタープラン」や「商業地域活性化プラン」等に基づき、住環境の整備をはじめ、商業地の活性化等を推進します。

### ■ 生業と結びついた農山漁村景観形成の取り組み推進

- ・ 農林水産業の生業が農山漁村景観を支えていることから、農林水産業の振興に関する各種計画等に基づく施策を推進し、農山漁村景観の保全・創出を図ります。
- ・ また、県内で生産された良質な農作物、海の幸を県内で消費し、また自然素材からなる地域材を有効に活用する地産地消の取り組みを通じ、地域循環型社会の形成を目指します。

### ■ 特性を生かした観光・交流促進の取り組み推進

- ・ 上記の施策等を通じて住民とともに守り、育てた素晴らしい宮崎県を生かすため、「観光・リゾート振興計画」等に基づき、地域活性化につながる取り組みを推進します。